

## 災害時における建物解体除去、災害廃棄物の処理等に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県解体工事業協会（以下「乙」という。）は大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災した建築物等構造物の解体除去等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時に被災した公共施設等及び公道上で復旧等に支障となる建築物等構造物の解体、がれき等災害廃棄物の撤去等の協力に関し、必要な事項について定める。

### （定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等構造物の解体作業に伴って発生する木くず、コンクリート、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

### （協力の要請項目）

第3条 甲は、次の事業（解体撤去等）について、乙に協力を要請する。

- (1) 被災した建築物等構造物の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前各号に伴う必要な作業

2 乙は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力する。

### （協力要請の手続き）

第4条 甲は、市内で災害が発生し、被災した建築物等構造物を早急に撤去しなければならない場合において、必要と認めるときは、乙への協力を要請する。

ただし、被災した公的施設及び復旧作業に支障となる公道上の民間施設の撤去を最優先とする。

2 前条の規定による要請は、協力要請書を乙に提出して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後に協力要請書を乙に提出する。

### （解体撤去等の実施）

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去作業等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、解体撤去等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

### （協力の実施報告）

第6条 乙は、解体撤去等が完了したときは、解体撤去完了報告書により、甲に速やかに報告する。

(費用の負担)

第7条 解体撤去等に要した費用は、乙の請求に基づいて甲が支払うものとする。ただし、その額については、甲、乙協議して決定する。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては三条市総務部行政課、乙においては社団法人新潟県解体工事業協会とする。

(建物所有者への承諾)

第9条 被災建築物等構造物に対し、解体撤去等を実施する場合は、甲がその必要性を建物所有者等に説明し承諾を得るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して解決するものとする。

(締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成18年8月18日から平成19年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに甲及び乙から何らの意思表示がないときは、同一内容をもって更に1年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年8月18日

甲 三条市

代表者 三条市長 高橋 一夫

乙 新潟市笹口1丁目19番31号  
社団法人 新潟県解体工事業協会

会長 廣川 瞭永